

2013年2月8日 全12頁

# 法律・制度 Monthly Review 2013.1

## 法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員  
是枝 俊悟

### [要約]

- 2013年1月の法律・制度に関する主な出来事と、1月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 1月は、政府が「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を閣議決定したこと（11日）、自由民主党・公明党が「平成25年度税制改正大綱」を公表したこと（24日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

### 《 目 次 》

○1月の法律・制度レポート一覧	2
○1月の法律・制度に関する主な出来事	2
○今月のトピック	
平成25年度税制改正大綱（証券・金融関連）	4
○レポート要約集	7
○1月の新聞・雑誌記事・TV等	11
○1月の大和総研ウェブサイトコラム	12

## ◇1月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	枚数
11日	緊急経済対策の税制改正項目（速報）	是枝 俊悟	税制	P. 1
	法律・制度 Monthly Review 2012.12 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	P. 9
18日	インサイダー取引規制の見直し ～情報伝達者の処罰、運用業者に対する課徴金など～	横山 淳	金融商品 取引法	P. 20
25日	2013年度改正の住宅ローン減税の分析（速報） ～年収別の最大税負担軽減額の試算～	是枝 俊悟	税制	P. 6
	平成25年度税制改正大綱（証券・金融関連） ～速報版 日本版ISA拡充、教育資金贈与非課税、 公社債税制抜本改革～	吉井 一洋	税制	P. 7
	2013年度税制改正大綱（相続・贈与・所得） ～相続税・贈与税の改正概要、 最高税率の引き上げを解説～	是枝 俊悟	税制	P. 12
28日	バーゼルⅢ、国内基準行版（案）公表（詳細） ～【金融庁告示改正案】「コア資本」導入、 銀行等劣後債のRWが250%へ～	鈴木 利光 金本 悠希	金融制度	P. 35
30日	2013年度税制改正大綱（法人課税1） ～生産等設備投資促進税制・ 所得拡大促進税制の創設～	是枝 俊悟	税制	P. 10

## ◇1月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	◇復興特別所得税の課税開始、給与所得控除が上限245万円に、退職所得の住民税10%税額控除の廃止などの税制改正が施行。 ◇信用取引の保証金計算方法の見直しが施行（実際の取引は4日から）。 ◇東証グループと大証が経営統合し、株式会社日本取引所グループとなる。
6日	◇中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ、銀行の流動性基準の改定を承認した旨、公表。
7日	◇バーゼル委、流動性カバレッジ比率（LCR）に関する改定版バーゼルⅢ規則文書を公表。
8日	◇金融庁、バーゼル委が「バーゼルⅢのカウンターパーティ信用リスクの取扱いへのよくある質問（FAQ）」を更新（更新日は2012年12月28日）した旨、公表。
9日	◇経済財政諮問会議の平成25年第1回会合が開催される（民主党政権下では開催されず、平成21年以来の開催となる）。 ◇バーゼル委、「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」を公表。

11日	<p>◇政府、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を閣議決定。</p> <p>◇IOSCO（証券監督者国際機構）、金融指標に関する市中協議報告書を公表（2月11日まで意見募集）。</p> <p>◇ASBJ、企業会計基準公開草案第49号（企業会計基準第21号の改正案）「企業結合に関する会計基準（案）」等を公表（3月15日まで意見募集）。</p>
15日	◇政府、平成24年度補正予算案を閣議決定。
18日	◇IASB（国際会計基準審議会）、公開草案「非金融資産に係る回収可能価額の開示」（IAS第36号の修正案）を公表（3月19日まで意見募集）。
21日	<p>◇財務省財政制度等審議会、「平成25年度予算編成に向けた考え方」を公表。</p> <p>◇IOSCO（証券監督者国際機構）、最終報告書「複雑な金融商品の販売に関する適合性要件」を公表。</p>
22日	<p>◇内閣府・財務省・日銀、「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について（共同声明）」を公表。</p> <p>◇民主党、「平成25年度税制改正についての基本的考え方」を公表。</p> <p>◇日本公認会計士協会、公開草案「業種別委員会実務指針第14号『投資信託及び投資法人における当面の監査上の取扱い』の改正について」・「業種別委員会報告第23号『投資信託及び投資法人における特定資産の価格等の調査』の改正について」を公表（ともに2月12日まで意見募集）。</p>
24日	◇自由民主党・公明党、「平成25年度税制改正大綱」を公表。
25日	◇日米政府、日米租税条約の改定議定書に署名（米国時間は24日）。
28日	<p>◇金融庁金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」、報告書「金融システム安定等に資する銀行規制等の見直しについて」を公表。</p> <p>◇第183回通常国会が召集される。会期は6月26日までの150日間。</p>
29日	<p>◇政府、平成25年度予算案を閣議決定。</p> <p>◇政府、「平成25年度税制改正の大綱」を閣議決定。平成25年度税制改正の増減収見込額を公表。</p> <p>◇各省庁、平成25年度税制改正大綱の解説を公表。</p> <p>◇日本公認会計士協会、公開草案「監査基準委員会報告書900『監査人の交代』の改正について」を公表（2月28日まで意見募集）。</p>
30日	◇金融庁、「自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示の一部改正（案）の公表について」を公表（3月1日まで意見募集）。
31日	<p>◇金融庁・日銀、「流動性規制（流動性カバレッジ比率）に関するバーゼルⅢテキスト公表」を公表。</p> <p>◇バーゼル委、マーケットリスクに関するリスク・ウェイト資産の分析に関する整合性評価プログラムについてのレポートを公表。</p>

## ◇今月のトピック

## 平成 25 年度税制改正大綱（証券・金融関連）

2013 年 1 月 25 日 吉井 一洋

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130125\\_006729.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130125_006729.html)

※図表番号は、引用元の図表番号に対応している。脚注番号は、本レポート内の通し番号である。

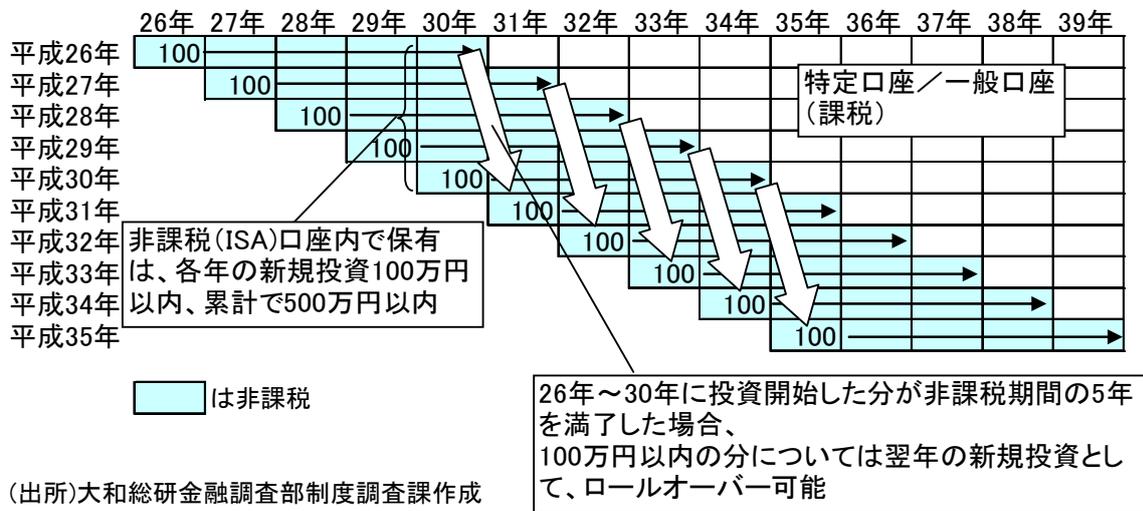
図表 1 制度拡充後の日本版 ISA の概要

①非課税対象	上場株式・公募株式投資信託の配当・分配金、譲渡益
②非課税投資額	毎年、新規投資額で 100 万円を上限 (未使用枠の翌年以降の繰越不可)
③非課税投資総額	<u>500 万円 (100 万円×5 年間)</u>
④非課税運用期間	<u>5 年間 (改正前は 10 年間)</u>
⑤途中売却	自由 (ただし、売却部分の枠は再利用不可)
⑥口座開設数	<u>1 口座のみ (平成 30. 1. 1～平成 33. 12. 31、平成 34. 1. 1～平成 35. 12. 31 の勘定設定期間について口座開設先の見直し可)<sup>1</sup></u>
⑦開設資格者	その年の 1 月 1 日時点で 20 歳以上の居住者等
⑧導入時期	平成 26 (2014) 年 1 月 1 日から導入
⑨適用期限	<u>平成 35 (2023) 年の投資分までの 10 年間 (改正前は平成 28 (2016) 年までの 3 年間)</u>

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

<sup>1</sup> 制度の適用を受けるためには、平成 25 年 1 月 1 日、平成 29 年 1 月 1 日、平成 33 年 1 月 1 日を基準日とする各勘定設定期間 (平成 26 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日、平成 30 年 1 月 1 日～平成 33 年 12 月 31 日、平成 34 年 1 月 1 日～平成 35 年 12 月 31 日) ごとに、基準日における住民票の写し等を添付した非課税適用確認書の交付申請書を証券会社等に提出し、税務署長から確認書の交付を受けなければならない。

図表2 制度拡充後の日本版ISAの非課税期間イメージ図

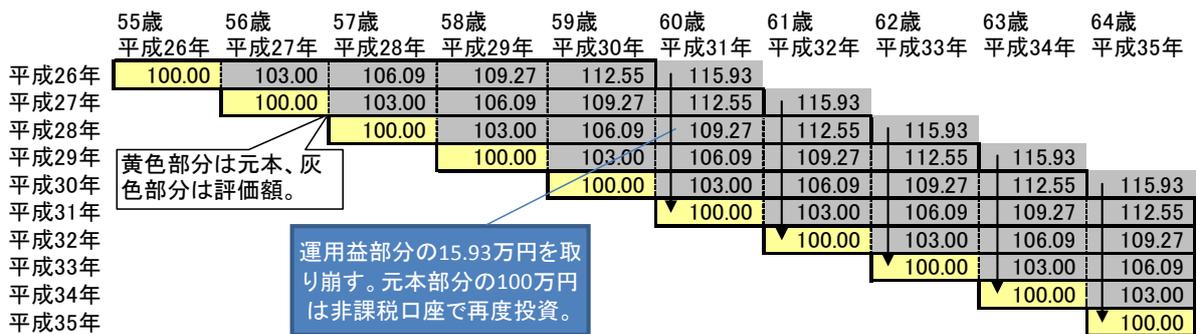


図表3 日本版ISAを有効活用する運用方法の例

前提 平成26(2014)年に55歳である個人が、同年から平成30(2018)年まで毎年1月1日に100万円ずつ投資信託に投資し、年利3%で運用できたと仮定

毎年の運用益は分配せず、投資信託の中で再投資し、5年目にまとめて分配

平成31(2019)年から平成35(2023)年、即ち60歳から64歳まで、約16万円の運用益を毎年受け取る。元本金額は再度日本版ISAに投資する。



図表 4 公社債税制の見直しの概要

1. 特定公社債と一般公社債に区分する。特定公社債には、国債、地方債、公募公社債、上場公社債、一定の要件を満たす仕組債などが含まれる。
2. 特定公社債の利子・譲渡所得を税率 20%の申告分離方式に変更する。（一般公社債は、原則として、利子は 20%源泉分離課税、譲渡所得は 20%申告分離課税）
3. 特定公社債の利子について申告不要制度を措置する。
4. 公社債の償還差損益について譲渡所得とみなす。
5. 金融機関等の利子源泉徴収免除制度等について所有期間按分措置を廃止する（すなわち、その所有期間にかかわらず、源泉徴収を行わないこととする）。
6. 特定公社債の利子・譲渡所得についても特定口座で取り扱えるよう措置する。
7. 割引債（ストリップス債、ディスカウント債を含む）について発行時の源泉徴収を廃止し、償還時に源泉徴収<sup>2</sup>する（国内の普通法人等は源泉徴収不適用）。源泉徴収税率は個人 20%、法人 15%。
8. 特定公社債の利子・譲渡損益について、上場株式等の配当・譲渡損益との損益通算を認める<sup>3</sup>。翌年以降 3 年間の繰越控除も認める。
9. 支払調書・支払通知書制度について所要の整備を行う。
10. 公社債投資信託についても公社債の税制の見直しに併せて、所要の措置を行う。
11. 一般事業法人に係る公社債の利子等の所得税額控除の見直しを行う（すなわち、その所有期間にかかわらず、全額の所得控除を認めることとする）。
12. 非居住者が受ける公社債利子等の非課税制度について公社債税制の見直しに併せて所要の措置を行う。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

<sup>2</sup> みなし償還差益（発行日から償還日まで 1 年以内のものは償還金額の 0.2%、1 年超のものは同 25%）に対して源泉徴収。個人の特定期口座は、源泉徴収口座は他の損益と通算後 20%の源泉徴収、（源泉徴収なしの）簡易申告口座は、源泉徴収不適用。

<sup>3</sup> 上場株式等と非上場株式等の譲渡損益を別々の分離課税制度とし、①特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税制度と、②一般公社債等及び非上場株式等の譲渡所得等に係る分離課税に改組する。

## ◇レポート要約集

**【11日】**

### 緊急経済対策の税制改正項目（速報）

2013年1月11日、政府は「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（以下、緊急経済対策）を閣議決定した。本稿では、緊急経済対策に記載された税制改正項目について紹介する。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130111\\_006675.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130111_006675.html)

### 法律・制度 Monthly Review 2012.12

#### ～法律・制度の新しい動き～

2012年12月の法律・制度に関する主な出来事と、12月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

12月は、自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示の改正が公布されたこと（7日）、衆議院議員総選挙が行われ自由民主党が過半数の議席を獲得したこと（16日）、安倍内閣が発足したこと（26日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20130111\\_006676.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20130111_006676.html)

**【18日】**

### インサイダー取引規制の見直し

#### ～情報伝達者の処罰、運用業者に対する課徴金など～

2012年12月25日、金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」は、インサイダー取引規制の見直しに関する報告書を取りまとめた。

報告書の主なポイントは、①重要事実等の情報伝達行為等についても、実際に売買等が行われたことなどを要件に、規制・処罰の対象とする、②資産運用業者が他人の計算でインサイダー取引を行った場合の課徴金額を現行よりも重いものとする、である。

その他にも、公開買付け等を巡るインサイダー取引規制やインサイダー同士の取引（いわゆるクロクロ取引）などについても、見直しを行うこととしている。

今後、報告書の内容を踏まえて、金融商品取引法の改正が行われるものと考えられる。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130118\\_006704.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130118_006704.html)

## 【25日】

## 2013年度改正の住宅ローン減税の分析（速報）

## ～年収別の最大税負担軽減額の試算～

2013年1月24日、自由民主党・公明党は「平成25年度税制改正大綱」（以下、大綱）を公表した。本稿では、大綱に記載された住宅ローン減税の新制度の分析を行う。

住宅ローン減税の新制度は、消費税率8%への引き上げ後の2014年4月から適用され、一般住宅の場合、対象となる住宅ローン残高が2,000万円から4,000万円に拡充するとされている。1年あたりの最大税負担軽減額は20万円から40万円（10年間の累計で200万円から400万円）に拡充するとされている。所得税から控除し切れない場合の住民税の最大控除額は、新制度では1年あたり13.65万円（現行は9.75万円）に拡充するとされている。住民税からも控除し切れないケースについては、現時点では定まっていないが、大綱では「適切な給付措置を講じ」としている。

これらの記載内容をもとに年収別の最大税負担軽減額の試算を行ったところ、主に世帯年収600万円以上の世帯では、給付による対応を考慮しなくても、新制度で税負担軽減額が拡充されることがわかった。世帯年収500万円以下の世帯では、給付による対応の設計次第で、新制度による恩恵が変わってくるものと言える。

大綱の通りの住宅ローン減税の改正が実現すれば、2014年4月の消費税率8%への引き上げ時の負担増は概ね緩和され、駆け込み需要・反動減を抑制する効果がありそうだ。もっとも、2015年10月の消費税率10%への引き上げ時の負担緩和は盛り込まれておらず、このままの制度設計では消費税率10%への引き上げを前に駆け込み需要と反動減が発生することが懸念される。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130125\\_006726.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130125_006726.html)

## 平成25年度税制改正大綱（証券・金融関連）

## ～速報版 日本版ISA拡充、教育資金贈与非課税、公社債税制抜本改革～

平成25（2013）年1月24日、自由民主党及び公明党は平成25年度税制改正大綱を公表した。

大綱では、上場株式等の10%税率を平成26（2014）年1月1日から20%に引き上げる、同日から開始する日本版ISAの内容を拡充する、1,500万円の教育資金の一括贈与非課税措置（平成25年4月1日から平成27（2015）年12月31日までの預け入れ分）を導入する、公社債課税を抜本的に見直す（金融所得課税一体化の対象）、国外財産調書制度を見直す、振替社債の利子の非居住者非課税制度の適用期限を延長する、事業承継税制の要件を緩和する、などの措置が盛り込まれている。

本レポートでは、速報版として、上記の内容の概要を説明する。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130125\\_006729.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130125_006729.html)

## 2013年度税制改正大綱（相続・贈与・所得）

## ～相続税・贈与税の改正概要、最高税率の引き上げを解説～

2013年1月24日、自由民主党・公明党は「平成25年度税制改正大綱」（以下、大綱）を公表した。

相続税については、2015年より相続税の基礎控除を4割縮小し、最高税率を50%から55%に引き上げるなどの課税強化を行うものとしている。一方、小規模宅地等の特例の適用については「居住用」の限度面積を拡大し、「居住用」と「事業用」の完全併用を可能とするなどの緩和策も盛り込まれている。

贈与税については、2015年より相続税と合わせて最高税率を50%から55%に引き上げる一方、子や孫への贈与については低い税率区分を適用したり、相続時精算課税を孫にも適用できるようにするなどの緩和策も行われている。さらに、2013年4月から2015年12月までの

時限措置として、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（最大 1,500 万円）を創設するとしている。

大綱に示された相続税の課税強化は、民主党政権からの方針を概ね引き継ぐものである。しかし、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置や小規模宅地等の特例の拡大など、民主党政権時代には政府案とならなかった課税緩和策も盛り込まれている。

全体的に相続税が課税強化される中で、今後は、死亡保険金の非課税枠や小規模宅地等の特例の活用、もしくは教育資金の一括贈与などの生前贈与の活用などにより、相続税負担を抑える動きが増えてくるだろう。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130125\\_006733.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130125_006733.html)

## 【28日】

### バーゼルⅢ、国内基準行版（案）公表（詳細）

#### ～【金融庁告示改正案】「コア資本」導入、銀行等劣後債のRWが250%へ～

2012年12月12日、金融庁は、金融機関の自己資本比率規制に関して、国内基準行を対象として、「第1の柱」（最低所要自己資本比率）に係る告示の一部を改正する案（告示改正案）を公表している。告示改正案は、いうなれば、「国内基準行向けバーゼルⅢ」の提案である。

告示改正案は、最低自己資本比率については、従来の4%を維持している（ただし、内部格付手法採用行については、当該銀行を国際統一基準行とみなし、普通株式等Tier1比率4.5%以上を維持することが求められる）。

しかし、告示改正案は、「コア資本」という概念を導入したうえで、調整・控除項目を厳格化することにより、自己資本の質の向上を図っている。

コア資本の基礎項目（プラス項目）については、現在算入が認められている非累積的永久優先株や劣後債の算入が認められなくなる。調整項目（マイナス項目）については、国際統一基準行（バーゼルⅢ）と同一の枠組みのダブル・ギアリング規制が適用される。

自己資本比率の分母については、国際統一基準行（バーゼルⅢ）と同様に、CVAリスク相当額（÷8）の加算や中央清算機関（CCP）向けエクスポージャーの見直しが適用される。

また、普通株式等出資を除く金融機関等の資本調達手段に対するエクスポージャーに係るリスク・ウェイトは、従来の100%から250%に引き上げられる。

告示改正案（を基にした正式な告示）は、2014年3月31日（適用日）から適用される。

もっとも、告示改正案には、経過措置が設けられている。適用日前までに銀行が発行した非累積的永久優先株（適格旧非累積的永久優先株）は、2020年3月30日までは全額を基礎項目に算入できる。また、適格旧非累積的永久優先株や、適用日前に銀行等が発行した劣後債等のリスク・ウェイトについては、2029年3月30日までの間、（本則の250%でなく、）100%とする。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/20130128\\_006735.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/20130128_006735.html)

**【30日】****2013年度税制改正大綱（法人課税1）****～生産等設備投資促進税制・所得拡大促進税制の創設～**

2013年1月24日、自由民主党・公明党は「平成25年度税制改正大綱」（以下、大綱）を公表した。本稿では大綱のうち法人課税（対象が中小企業に限定されていない項目）について解説する。

2年間限定で、生産等設備の投資額を増加させた場合に税額控除または特別償却を受けられる「生産等設備投資促進税制」を創設するとしている。対象となるのは、主に製造業と考えられる。

3年間限定で、雇用者給与等支給額を増加させるなどの条件を満たした場合に税額控除を受けられる「所得拡大促進税制」を創設するとしている。前年度比ではなく、（3月決算企業の場合）2012年度比の雇用者給与等支給額の増加額に対して10%の税額控除が受けられるものであるため、これから雇用を拡大する企業にとっては大きなメリットが得られるものと考えられる。

2年間限定で、研究開発税制について、「総額型」の税額控除限度額を法人税額の20%から30%に拡大するとしている。

※中小企業関連については「2013年度税制改正大綱（法人課税2）」として、解説する予定である。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130130\\_006751.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130130_006751.html)

## ◇1月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
朝日新聞 (1月30日付朝刊33面)	パート労働の税・社会保険料負担について 試算・コメント掲載	是枝 俊悟
金融リテラシー・マーケティング (2013 冬号)	日本版 ISA 向けの商品についてコメント	吉井 一洋 鳥毛 拓馬
Financial Adviser (2013年2月号)	FPのための会計・税務 ZOOM UP! Vol.23「公的年金の物価スライド 特例措置の廃止」	是枝 俊悟
月刊金融ジャーナル (2013年2月号)	「シャドーバンキング規制のあり方 —銀行規制との格差解消に向けて」	鈴木 利光
<p>「平成 25 年度税制改正大綱」および「税制改正の家計への影響」に関するコメント、試算等</p> <p>◆テレビ(出演) テレビ東京「M プラス Express」(1月23日放送) テレビ東京「ワールドビジネスサテライト」(1月24日放送)</p> <p>◆テレビ(コメント・試算提供) 日本テレビ「NEWS ZERO」(1月10日放送) NHK「週刊ニュース深読み」(1月12日放送) よみうりテレビ「朝生ワイド す・またん！」(1月23日放送) 日本テレビ「ZIP!」(1月25日放送) NHK「くらし☆解説」(1月29日放送)</p> <p>◆新聞 朝日新聞(1月24日付夕刊2面、1月25日付朝刊2面) 産経新聞(1月25日付朝刊3面) 東京新聞(1月25日付朝刊3面) 毎日新聞(1月30日付朝刊2面)</p> <p>◆雑誌 日経ビジネス(2013年1月28日号) POCO21(2013年1月号) Mart(2013年3月号)</p>		是枝 俊悟

## ◇1月の大和総研ウェブサイトコラム

日付	タイトル	執筆者
1月8日	「社外取締役を置くことが相当でない理由」の開示 ～社外取締役の選任義務化見送りを巡る「要綱」雑感Ⅱ～ <a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20130108_006656.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20130108_006656.html</a>	横山 淳
1月29日	流動性カバレッジ比率(LCR)の緩和...? <a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20130129_006736.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20130129_006736.html</a>	鈴木 利光